

子ども・子育て支援新制度において市が定める各基準等について

子ども・子育て支援新制度において、次に掲げる施設や事業の設備及び運営基準等は「子ども・子育て関連3法」に基づき、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることになっており、平成26年4月30日に国から基準関係の府省令が公布されました。

○市で新たに定める基準等（新規条例の制定もしくは現行条例の改正）

- (1) 地域型保育事業の認可基準（根拠法：児童福祉法）
- (2) 給付対象として確認を受ける特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準（根拠法：子ども・子育て支援法）
- (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備運営基準（根拠法：児童福祉法）
- (4) 保育の必要性の認定基準（根拠法：児童福祉法）

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準案

1 地域型保育事業について

地域型保育事業は、新制度により、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

類 型	内 容
家庭的保育事業	定員を5名以下とし、家庭的な雰囲気の下で、保育者の居宅その他の場所で保育を行う。
小規模保育事業	定員を6～19名とし、保育を目的とした様々なスペースで小規模で保育を実施。規模に応じ3つの類型がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・A型：保育所分園に近いもの ・B型：保育所分園と家庭的保育の中間的なもの ・C型：家庭的保育に近いもの（定員6～10名）
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施。
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。従業員のほかに、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。

2 地域型保育事業の認可基準について

地域型保育事業を、国・都道府県・市町村以外のもが行う際には、市町村の認可を受ける必要があります。この認可基準については、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に基づき、市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資格、員数 ・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

※「保育室及びその面積（面積基準）」については、地域の実情に応じて、公的空間等の活用を図るため、保育所とは異なり「参酌すべき基準」とされています。

3 滝沢市の基準案について

基本的な考え方 — 滝沢市の現状に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないと考えられることから、国の基準を滝沢市の基準とします。

(1) 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案 区分 従：従うべき 参：参酌すべき

項目	国の示す基準の内容	区分	滝沢市基準(案)
保育従事者 (第23条)	家庭的保育者—市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者—市町村長が行う研修を修了した者	従	国基準のとおり
職員数 (第23条)	乳幼児3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合は、5人につき2人)	従	〃
設備・面積 (第22条)	保育室等 保育を行う専用の部屋 ※乳幼児1人3.3㎡以上。部屋の面積自体は9.9㎡以上必要 (3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること)	参	〃
	屋外遊戯場 同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食 (第15条) (第16条) (第23条)	方法 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	〃
	設備 調理設備		
	職員 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 ※保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。		
耐火基準 (第22条)	火災報知器・消火器の設置 消火訓練及び避難訓練の定期的な実施	参	〃
連携施設 (第6条)	次項について連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(連携施設)を確保 ・保育の内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提供 ・卒園児童の受け入れ ※5年間の経過措置あり	従	〃
嘱託医 (第23条)	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可	従	〃

(2) 小規模保育事業の設備及び運営に関する基準案 区分 従：従うべき 参：参酌すべき

項目	国の示す基準の内容			区分	滝沢市基準(案)
	A型	B型	C型		
保育従事者 (第29, 31, 34条)	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	保育士 保育従事者－市町村長が行う研修を修了した者 ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	家庭的保育者－市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者－市町村長が行う研修を修了した者	従	国基準のとおり
職員数 (第29, 31, 34条)	乳 児 おおむね3人につき1人 1・2歳児 おおむね6人につき1人 3歳児(※1) おおむね20人に1人 4歳以上児(※1) おおむね30人に1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。		乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人)	従	〃
設備・面積 (第28, 32, 33条)	保育室等	乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡	乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡	参	〃
		保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡	保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡		
	屋外遊戯場	付近の代替地可 ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上			
給食 (第15, 16, 29, 31, 34条)	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		従	〃
	設備	調理設備			
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。			
耐火基準 (第28, 32, 33条)	建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は順耐火建築物であること。			参	〃

項目	国の示す基準の内容			区分	滝沢市基準(案)
	A型	B型	C型		
連携施設 (第6条)	次項について連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を確保 ・ 保育の内容に関する支援 ・ 必要に応じた代替保育の提供 ・ 卒園児童の受け入れ ※5年間の経過措置あり			従	国基準のとおり
嘱託医 (第29, 31, 34条)	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可			従	〃

※1 保育の体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満3歳以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

(3) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案 区分 従：従うべき 参：参酌すべき

項目	国の示す基準の内容	区分	滝沢市基準(案)
提供する保育 (第 37 条)	①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②教育・保育施設、地域型保育事業者が利用定員の減少・確認の辞退をする際の、便宜の提供に対応するために行う保育 ③保育を必要とする乳幼児が保育を利用できない場合の措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育	従	国基準のとおり
保育従事者 (第 39 条)	家庭的保育者－市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	従	〃
職員数 (第 39 条)	乳幼児 1 人につき 1 人	従	〃
連携施設 (第 40 条)	連携施設の設定は一律には求めない。 ※上記「提供する保育①」に該当する場合には、障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	〃

※保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、給食・耐火基準等については基準の設定はされていない。

(4) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案 区分 従：従うべき 参：参酌すべき

項目	国の示す基準の内容		区分	滝沢市基準(案)	
	定員 20 人以上	定員 19 人以下			
保育従事者 (第 44, 47 条)	保育士 ※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	保育士 保育従事者—市町村長が行う研修を修了した者 ※保育士割合は 1/2 以上 ※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	従	国基準のとおり	
職員数 (第 44 条)	乳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 (※1) 20 : 1 4 歳以上児 (※1) 30 : 1	乳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 (※1) 20 : 1 4 歳以上児 (※1) 30 : 1 上記+1	従	〃	
設備・面積 (第 43, 48 条)	保育室等	乳児室 1 人 1.65 m ² ほふく室 1 人 3.3 m ² 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m ²	参	〃	
	屋外遊戯場	乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m ² 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m ² 付近の代替地可 満 2 歳以上児 1 人 3.3 m ²			
給食 (第 15, 16, 44, 47 条)	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可		従	〃
	設備	調理室 ※事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。			
耐火基準 (第 43, 48 条)	建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を 2 階以上に設ける場合は、耐火又は順耐火建築物であること。		参	〃	
連携施設 (第 45 条)	連携施設を確保しないことができる。	連携施設の確保が必要。	従	〃	
嘱託医 (第 44 条)	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可		従	〃	

※1 保育の体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満 3 歳以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

1 新制度における確認制度について

新制度では、市町村は、「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うこととされており、給付を受ける施設・事業は次のように分類されます。

分 類	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
該当する施設 及び事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 ・ 幼稚園 ・ 認可保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業者内保育事業

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

運営基準については、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に基づき、市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員 ・ 施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

3 滝沢市の基準案について

基本的な考え方 — 滝沢市の現状に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないと考えられることから、国の基準を滝沢市の基準とします。

(1) 利用定員に関する基準 区分 従：従うべき 参：参酌すべき

項目	国の示す基準の内容	区 分	滝沢市基準(案)												
利用定員の上 限及び下限 (第4,37条)	<p>【特定教育・保育施設】 認定こども園・保育所の利用定員は20人以上とする。</p> <p>【特定地域型保育事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業類型</th> <th style="text-align: center;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①家庭的保育事業</td> <td>1人以上5人以下</td> </tr> <tr> <td>②小規模保育事業(A型・B型)</td> <td>6人以上19人以下</td> </tr> <tr> <td>③小規模保育事業(C型)</td> <td>6人以上10人以下</td> </tr> <tr> <td>④居宅訪問型保育事業</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	事業類型	利用定員	①家庭的保育事業	1人以上5人以下	②小規模保育事業(A型・B型)	6人以上19人以下	③小規模保育事業(C型)	6人以上10人以下	④居宅訪問型保育事業	1人	従	国基準のとおり		
事業類型	利用定員														
①家庭的保育事業	1人以上5人以下														
②小規模保育事業(A型・B型)	6人以上19人以下														
③小規模保育事業(C型)	6人以上10人以下														
④居宅訪問型保育事業	1人														
利用定員と子 どもの年齢 (第4,37条)	<p>【特定教育・保育施設】</p> <table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>①1号認定子ども(教育標準時間認定)</td> <td>3歳～5歳</td> </tr> <tr> <td>②2号認定子ども(保育認定)</td> <td>3歳～5歳</td> </tr> <tr> <td>③3号認定子ども(保育認定)</td> <td>1歳・2歳</td> </tr> <tr> <td>④3号認定子ども(保育認定)</td> <td>0歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特定地域型保育事業】 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業</p> <table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>①3号(保育認定)</td> <td>1歳・2歳</td> </tr> <tr> <td>②3号(保育認定)</td> <td>0歳</td> </tr> </tbody> </table>	①1号認定子ども(教育標準時間認定)	3歳～5歳	②2号認定子ども(保育認定)	3歳～5歳	③3号認定子ども(保育認定)	1歳・2歳	④3号認定子ども(保育認定)	0歳	①3号(保育認定)	1歳・2歳	②3号(保育認定)	0歳	従	〃
①1号認定子ども(教育標準時間認定)	3歳～5歳														
②2号認定子ども(保育認定)	3歳～5歳														
③3号認定子ども(保育認定)	1歳・2歳														
④3号認定子ども(保育認定)	0歳														
①3号(保育認定)	1歳・2歳														
②3号(保育認定)	0歳														

(2) 運営に関する基準 区分 従：従うべき 参：参酌すべき

項目	国の示す基準の内容	区分	滝沢市基準(案)
内容・手続きの説明、同意、契約 (第5, 38条)	教育・保育の提供開始に際して、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得なければならない。 ＜事前説明を要する事項（施設・事業の選択に資すると認められる事項）＞ ・ 運営規程の概要 ・ 苦情処理体制 ・ 事故発生時の対応 等	従	国基準のとおり
応諾義務 (第6, 39条)	・ 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ・ 「正当な」理由は、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。	従	〃
定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 (第6, 39条)	【特定教育・保育施設】 ・ 幼稚園又は認定こども園は、1号認定を受けた子どもについて、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」に基づく選考その他公正な選考。 ・ 保育所又は認定こども園は、2号、3号認定を受けた子どもについて、保育の必要性の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考。 【特定地域型保育事業】 ・ 保育の必要性の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に選考。	従	〃
	・ 自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参	〃

(3) 教育・保育の提供に伴う基準

項目	国の示す基準の内容	区分	滝沢市基準(案)
幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 (第15, 44条)	【特定教育・保育施設】 ・ 幼稚園は幼稚園保育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。 【特定地域型保育事業】 ・ 地域型保育事業は保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身等の状況に応じて、適切に保育を提供しなくてはならない。	従	国基準のとおり
子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） (第24, 25, 26, 50条)	1) 利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 2) 虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 3) 懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。	従	〃

項目	国の示す基準の内容	区分	滝沢市基準(案)
連携施設との連携 (第42条)	<p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業を行う事業者は、①保育内容に関する支援、②卒園後の受皿、の観点から、連携施設を設定するとともに、連携内容等を明確にするよう努める。 ・①保育内容に関する支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合、②卒業後の受皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等(契約書、覚書等)を締結し、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示する。 	従	国基準のとおり
利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む) (第13,43条)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 ・実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示する。 	従	〃
利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) (第19,50条)	給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。	参	〃
特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い) (第35条)	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	従	〃

(4) 管理・運営等に関する基準

項目	国の示す基準の内容	区分	滝沢市基準(案)
運営規定の策定、揭示 (第20,23,46,50条)	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 <運営規程> ① 施設・事業の目的及び運営の方針 ② 提供する教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) ⑤ 利用料等に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) ⑥ 利用定員(確認制度上の定員設定) ⑦ 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑪ その他施設・事業の運営に関する重要事項 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 	参	国基準のとおり

項目	国の示す基準の内容	区分	滝沢市基準(案)
秘密保持、個人情報保護 (第 27, 50 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 <p>地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、事業者は他の機関に対して、子どもの情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 	従	国基準のとおり
事故発生及び事故発生時の対応 (第 32, 50 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。 <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行わなければならない。 	従	〃
評価 (第 16, 45 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ・定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。 	参	〃
苦情解決 (第 30, 50 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。 ・苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ・市が行う報告又は当該市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 	参	〃
管理・運営等に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(第 33, 50 条) ・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。(第 34, 49 条) ・職員の勤務の体制を定めておかなければならない。(第 21, 47 条) ・職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(第 21, 47 条) ・施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。(第 27, 50 条) 	参	〃

項目	国の示す基準の内容	区分	滝沢市基準(案)
撤退時の対応 (第 7, 22, 40, 48 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付の対象施設、事業であることの撤退時における市又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。 ・ 上記に伴い、協力する教育・保育施設については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。 	参	”

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

1 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業です。

新制度では、その対象者が「おおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に変更になりました。

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の運営基準について

現状の運営基準は、「放課後児童クラブガイドライン（平成 19 年 10 月 19 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「滝沢市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 24 年告示第 152 号）」を基本として運営しています。

新制度においては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に基づき、市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	・従業者及びその員数
参酌すべき基準	上記以外

3 滝沢市の基準案について

基本的な考え方 — 滝沢市の現状に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないと考えられることから、国の基準を滝沢市の基準とします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案 区分 従：従うべき 参：参酌すべき

項目	国の示す基準の内容	区分	滝沢市基準(案)
従事者 (第 10 条) (附則第 2 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の遊びを指導する者であり、都道府県の研修を受講した者。 ・ 現に従事している無資格者に経過措置を設ける。 	従	国基準のとおり
職員数 (第 10 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 クラスにつき職員を 2 人以上配置し、うち 1 人は有資格者とする。 ・ 20 人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員 1 名と、併設施設の兼務職員 1 名でも可とする。 	従	〃
児童の集団の規模 (第 10 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「児童の集団の規模」は、おおむね 40 人までとする。 ・ おおむね 40 人を超えるクラブについては、児童を複数の集団(クラス)に分けて対応するように努める。 ・ 「児童数」の考え方については、毎日利用する人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数とする。 	参	〃
施設・設備 (第 9 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用区域を設け、面積は児童 1 人当たりおおむね 1.65 m²以上とする。 	参	〃

項目	国の示す基準の内容	区分	滝沢市基準(案)
開所時間・開所日数 (第18条)	<ul style="list-style-type: none"> ・平日1日3時間以上、休日1日8時間以上 ・年間250日以上を原則 	参	国基準のとおり
その他の基準	非常災害対策 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 	参 "
	虐待等の禁止 (第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所中の児童に対し、児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他該当児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	
	秘密保持等 (第16条)	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 	
	保護者、小学校等との連携等 (第19,20条)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と密接な連絡をとり、利用児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について、保護者の理解と協力を得るよう努めなければならない。 ・市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 	
	事故発生時の対応 (第21条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児童に事故が発生した場合は速やかに、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	